

部局等名	推進計画	進捗状況等																																																																																										
<p>法学部</p>	<p>本指針は、熊本大学男女共同参画推進基本計画（平成19年3月策定）の目標、方針に基づき、法学部における取り組みについて今後の検討課題も含め定めるものである。指針の策定に当たっては、熊本大学男女共同参画推進計画の基本方針に沿うと同時に、国立大学法人熊本大学次世代育成支援行動計画（平成17年3月3日策定）などワーク・ライフ・バランスの視点も含め検討を行った。もとより、一部局としての取り組みには限界があり、全学的取り組みへの参加と協力が主な内容とならざるをえないが、本指針を策定することにより「大学及び各部局はこれを基にして、全学一体となって具体的な取組みを計画的に推進していくこと」（基本計画）に寄与しようとするものである。</p> <p>1 男女の機会均等の実現</p> <p>① 採用、昇進、給与、研修、OJTの機会の平等、積極的是正措置の導入等 ・教職員の募集に際して、積極的な広報を行い、優秀な女性の応募数の増加を図る。</p> <p>法学部では従来から「人事を具体的にを行うにあたって特に考慮すべき事項」として「女子学生の増加及び男女共同参画社会への動向を視野に入れる」こととしてきた。今後、教員公募にあたっては、大学の事例も参考にしながら、男女共同参画の視点を堅持していることを対外的にも明示するよう具体的な検討を行う。</p> <p>例) 名古屋大学「名古屋大学では業績（研究業績、教育業績、社会貢献、人物を含む）の評価において同等と認められた場合は、女性を積極的に採用します」</p> <p>愛知教育大学「本学は『男女共同参画社会基本法』の趣旨等に基づき、業績が同等と認められた場合には女性を積極的に採用することを申し添えます」</p> <p>・教職員の業績評価に当たっては、男女を問わず出産、育児、介護等に従事したことを考慮する。</p> <p>② 学内外の女性教職員のネットワーク作りと参加の全学的取り組みを促進する。</p> <p>2 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識改革の推進</p> <p>① 全学計画に掲げる取り組みに関して、参加・協力・促進する。 ② 制度・運用の検証・見直しにあたっては、性別による委員指定など、事実上女性教職員への職務配分の偏りが生じている場合があり、この点についての全学的対応も合わせて求めていく。 例) セクシャルハラスメント委員会、同相談員など。外部専門家の配置など事業目的の充実に配慮して対応する。</p> <p>3 就労・就学と家庭生活との両立支援</p> <p>① 全学計画に掲げられる取り組みを支持し、促進する。 ② 熊本大学次世代育成支援行動計画の趣旨を踏まえ、ワーク・ライフ・バランスを保障する職場環境・雰囲気の醸成に積極的に取り組む。 ③ 前項②の実現のために、新たな職務の付加にあたっては、人的手当またはスクラップ・アンド・ビルド等によって、学部全体ならびに教職員一人当たりの適正な仕事量の維持に努める。 ④ 全学の「育児に係る研究支援事業」が自然科学分野の女性研究者に限定されている点に関して、人文、社会科学分野、また男性研究者にも対象を広げるよう働きかける。</p> <p>4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</p> <p>① 新規採用の女性教員の割合の数値目標を全学の計画期間（平成28年まで）平均</p>	<p>(1) 法学部における取り組み指針の策定 熊本大学男女共同参画推進基本計画（平成19年3月策定）の目標、方針に基づき、「熊本大学男女共同参画推進基本計画にかかる法学部における取り組み指針」を策定した。（平成20年2月20日教授会）</p> <p>(2) 法学部男女共同参画推進委員会 平成20年10月1日に開催し、①「教員の公募」の依頼文に男女共同参画にかかる記述を加えること、②女性教職員懇談会、③ジェンダー関連専門科目の開講、について検討した。 平成21年12月18日に開催し、進捗状況に関し検討した。 平成23年2月17日に開催し、「男女共同参画推進基本計画に係るアクションプログラム策定について」などについて検討した。</p> <p>(3) 「教員の公募」依頼文（資料1） 法学部人事委員会、教員選考委員会、教授会の議を経て、平成21年5月21日付の計2件の「教員の公募」依頼文に次の文章を加えた。 ① 「6. 提出書類（1）履歴書」：「なお、男女を問わず、出産、育児、介護に専念した期間があれば付記してください。」 ② 「10. その他」：「（3）熊本大学は男女共同参画を推進しています。選考にあたっては、男女共同参画社会基本法の精神に則り、適正に行います。」</p> <p>(4) ジェンダー関連専門科目の開講（資料2） 21年度開講科目の準備段階で、ジェンダー関連専門科目として外部講師による「ジェンダーと法」の開講を検討。全学の支援も得て、21年度後期に実現することとなった。 また、同講義を「開放科目」とし、他学部生の受講と単位取得を可能にする措置を講じた。 受講生の構成は次のとおり：合計184人</p> <table border="1"> <tr> <td>専門科目として受講</td> <td>法学部</td> <td>156</td> <td>文学部</td> <td>2（他学部聴講）</td> </tr> <tr> <td>開放科目として受講</td> <td>文学部</td> <td>13</td> <td>教育学部</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工学部</td> <td>5</td> <td>医学部</td> <td>6</td> </tr> </table> <p>22年度の受講生の構成：合計134人</p> <table border="1"> <tr> <td>専門科目として受講</td> <td>法学部</td> <td>79</td> <td>文学部</td> <td>1（他学部聴講）</td> </tr> <tr> <td>開放科目として受講</td> <td>文学部</td> <td>16</td> <td>教育学部</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工学部</td> <td>1</td> <td>医学部</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>薬学部</td> <td>33</td> </tr> </table> <p>23年度の受講生の構成：合計60人</p> <table border="1"> <tr> <td>専門科目として受講</td> <td>法学部</td> <td>47</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開放科目として受講</td> <td>文学部</td> <td>5</td> <td>教育学部</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工学部</td> <td>2</td> <td>医学部</td> <td>3</td> </tr> </table> <p>24年度の受講生の構成：合計52人</p> <table border="1"> <tr> <td>専門科目として受講</td> <td>法学部</td> <td>42</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開放科目として受講</td> <td>文学部</td> <td>4</td> <td>教育学部</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工学部</td> <td>1</td> <td>医学部</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>25年度の受講生の構成：合計62人</p> <table border="1"> <tr> <td>専門科目として受講</td> <td>法学部</td> <td>34</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開放科目として受講</td> <td>文学部</td> <td>7</td> <td>教育学部</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工学部</td> <td>6</td> <td>医学部</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>26年度の受講生の構成：合計100人</p> <table border="1"> <tr> <td>専門科目として受講</td> <td>法学部</td> <td>14</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開放科目として受講</td> <td>文学部</td> <td>21</td> <td>教育学部</td> <td>27</td> </tr> </table>	専門科目として受講	法学部	156	文学部	2（他学部聴講）	開放科目として受講	文学部	13	教育学部	2		工学部	5	医学部	6	専門科目として受講	法学部	79	文学部	1（他学部聴講）	開放科目として受講	文学部	16	教育学部	2		工学部	1	医学部	2				薬学部	33	専門科目として受講	法学部	47			開放科目として受講	文学部	5	教育学部	3		工学部	2	医学部	3	専門科目として受講	法学部	42			開放科目として受講	文学部	4	教育学部	4		工学部	1	医学部	1	専門科目として受講	法学部	34			開放科目として受講	文学部	7	教育学部	14		工学部	6	医学部	1	専門科目として受講	法学部	14			開放科目として受講	文学部	21	教育学部	27
専門科目として受講	法学部	156	文学部	2（他学部聴講）																																																																																								
開放科目として受講	文学部	13	教育学部	2																																																																																								
	工学部	5	医学部	6																																																																																								
専門科目として受講	法学部	79	文学部	1（他学部聴講）																																																																																								
開放科目として受講	文学部	16	教育学部	2																																																																																								
	工学部	1	医学部	2																																																																																								
			薬学部	33																																																																																								
専門科目として受講	法学部	47																																																																																										
開放科目として受講	文学部	5	教育学部	3																																																																																								
	工学部	2	医学部	3																																																																																								
専門科目として受講	法学部	42																																																																																										
開放科目として受講	文学部	4	教育学部	4																																																																																								
	工学部	1	医学部	1																																																																																								
専門科目として受講	法学部	34																																																																																										
開放科目として受講	文学部	7	教育学部	14																																																																																								
	工学部	6	医学部	1																																																																																								
専門科目として受講	法学部	14																																																																																										
開放科目として受講	文学部	21	教育学部	27																																																																																								

法 学 部

- 3割超（社会科学博士課程女子学生の割合32.2%を参考にした）と定め、教員構成比の割合の増加につなげる。
- ② 学部長は、女性教職員との懇談の場を設けるなど、女性教職員の意見を学部運営に反映するよう努める。
- ③ 幹部教職員の女性比率の向上、性別による偏見のない教職員の業績評価など全学の取り組みを支持し促進する。
- 5 男女共同参画を推進する教育・研究の充実
「ジェンダーと法」などジェンダー関連専門科目の開設を検討する。また、そのための経費を通常枠とは別に全学的に措置するよう働きかける。
- 6 ジェンダーの視点による学内の調査・分析、統計及び情報の提供
① 全学が行う男女共同参画推進に関する定期的な実態調査、情報提供、統計処理に協力し、学部単位での評価・見直しにも役立てる。
② 法学部における女性のロールモデルを紹介するとともに、学部紹介パンフレットやHP作成にあたってはジェンダーバランスに配慮する。
- 7 推進体制
熊本大学男女共同参画推進計画の規定に基づき、法学部男女共同参画推進委員会を設置し、計画・指針の進捗状況を点検・評価し、必要な対応を行う。また委員会運営のために必要な財源の措置を求め効果的運用をはかる。
- 8 指針の目標期間
全学の「第1期熊本大学男女共同参画推進基本計画」に合わせ、本指針の目標期間を平成20年度から平成28年度までとする。なお、中間評価についても全学の計画に合わせて実施する。

理学部	5	工学部	31
医学部	2		

27年度の受講生の構成：合計171人

専門科目として受講	法学部	115		
開放科目として受講	文学部	17	教育学部	6
	理学部	3	工学部	29
	医学部	1		

(5) 新規採用の教員構成比

- 平成20年度採用：計4名（教授2、准教授2）。うち女性教員1名（准教授）
- 平成21年度採用（10月採用含む）：計3名（准教授3）。うち女性教員2名
- 平成22年度採用：計2名（准教授1、講師1）。うち女性教員2名。
- 平成23年度採用：計1名（講師1）。うち女性教員1名。
- 平成24年度採用：計2名（准教授2）。うち女性教員1名。
- 平成25年度採用：計3名（准教授2、助手1）。うち女性教員（助手）1名。
- 平成26年度採用：計1名（准教授1）。うち女性教員0名。
- 平成27年度採用：計1名（講師1）。うち女性教員1名。
- 平成28年度採用：計0名

資料3）教員現員表

	教授		准教授		講師		助手		計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	計	男	女
H20年4月1日現在	15	0	10	4	1	0	0	1	31	26	5
H21年4月1日現在	14	0	12	5	0	0	0	1	32	26	6
H21年10月1日現在	14	0	12	6	0	0	0	1	33	26	7
H23年7月1日現在	15	0	8	7	0	2	0	1	33	23	10
H24年4月1日現在	15	0	8	8	0	2	0	1	34	23	11
H25年4月1日現在	14	1	9	7	0	2	0	1	34	23	11
H26年4月1日現在	13	1	10	7	0	2	0	1	34	23	11
H27年4月1日現在	12	1	10	6	0	3	0	1	33	22	11
H28年4月1日現在	11	3	9	4	0	3	0	1	31	20	11

<p>法 学 部</p>		<p>※H20年3月末日をもって女性教授1名が転出。同4月1日より女性教授1名が社会文化科学研究科に異動。 ※H28年2月1日、女性准教授2名が教授に昇任。</p> <p>(6) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院先導機構拠点形成研究部門人文社会科学系国際共同研究拠点シンポ「男女共同参画社会の実現に向けた日独韓からの提言」(代表：倉田賀世法学部准教授)開催(平成26年9月27日) ・熊本県主催、熊本大学、大学コンソーシアム熊本共催「熊本白熱教室―「働くこと」「仕事をする事」を考えてみよう」(平成26年10月18日)に法学部生参加(69名)・協力(司会進行、会場運営など) ・「全学的な男女共同参画推進フォーラム」(平成20年6月13日、平成22年1月29日、平成24年7月2日、11月27日、平成25年10月30日、平成25年12月20日)、「地域連携によるキャリアパス環境整備フォーラム」(平成20年10月7日)、「ハッパリングによる女性研究者養成の加速シンポジウム」(平成24年3月26日)、「熊本県男女共同参画活動フォーラム」(平成25年2月2日、平成27年2月15日)、「女性研究者研究活動支援事業キックオフ・シンポジウム」(平成26年2月20日)など全学主催・共済の催しへの参加。 ・学部長裁量経費などにより、日本学術会議主催「日本のジェンダー平等の達成と課題を総点検する」(平成22年3月13日)、「学術における男女共同参画推進の加速化に向けて」(平成23年3月2日)、「名古屋市立大学男女共同参画フォーラム」(平成24年3月16日)に参加。 ・「法学部指針」3-④「女性研究者支援のための育児に係る研究支援事業」に関して、自然科学分野限定事項は21年度より撤廃された。 <p>(資料1)</p> <p>平成21年5月21日 関係機関の長各位</p> <p style="text-align: right;">熊本大学法学部長 山崎広道(公印省略)</p> <p style="text-align: center;">教員の公募について(依頼)</p> <p>時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。 このたび、本学部では下記のとおり教員の公募をいたしますので、貴機関関係者各位にご周知知識くださいますようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 所属講座 法学科 市民法学講座 2. 職名及び人員 教授又は准教授 1名 3. 担当科目及び研究分野 <ol style="list-style-type: none"> (1) 担当科目 民法の講義と演習 (教養教育及び大学院教育にも従事していただきます。) (2) 研究分野 民法(財産法) 4. 応募資格 大学院博士(後期)課程を修了した方、これと同等の研究業績を有する方又は当該研究分野について優れた知識及び経験を有する方 5. 採用予定年月日 平成22年4月1日 6. 提出書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 履歴書 氏名、生年月日、現住所、学歴、職歴、取得学位・資格、所属学会・研究会名及び賞罰を明記したうえ、写真を貼付してください(様式随意)。なお、男女を問わず、出産、育児、介護に専念した期間があれば付記してください。 (2) 研究業績一覧 <ol style="list-style-type: none"> ① 著書、②論文、③判例評釈、④翻訳、⑤その他の研究業績の一覧を作成したうえ、主要業績1点に◎印を、これに準ずる業績1点に○印を付してください。 なお、共同研究のものについては、自らの関わり方を明示してください。 熊本大学法学部のホームページ(http://www.law.kumamoto-u.ac.jp/)から「様式1」をダウンロードしてください。ホームページを参照できない場合は、熊本大学人文社会科学系事務部総務担当にご請求ください。 (3) 研究業績 上記研究業績の現物(コピーでも可)。なお、主要業績及びこれに準ずる業績については、それぞれ800字程度の要約を付してください。また、主要業績及びこれに準ずる業績について、第三者から評価されたものがあれば、そのコピーを付してください。 (4) 教育経験の概要 教育経験のある方は、教育経験の概要を提出してください。 熊本大学法学部のホームページから「様式2」をダウンロードしてください。ホームページを参照できない場合は、熊本大学人文社会科学系事務部総務担当にご請求ください。
--------------	--	--

<p>法 学 部</p>		<p>(5) 教育研究活動に関する抱負 採用後の教育研究活動に関する抱負をA4判2枚程度にまとめたものを提出してください（様式随意）。</p> <p>7. 応募期限 平成21年7月31日（金） 必着のこと。 8. 書類提出先 〒860-8555 熊本市黒髪2丁目40番1号 熊本大学法学部長宛 (注) 郵送の場合は書留とし、「市民法学講座教員公募書類在中」と朱書してください。</p> <p>9. 問い合わせ先 熊本大学人文社会科学系事務部総務担当 TEL 096-342-2315</p> <p>10. その他 (1) 選考過程で面接を実施することがあります。 (2) 選考結果については、本人に通知します。なお、提出書類は選考後に返却いたしません。 (3) <u>熊本大学は男女共同参画を推進しています。選考にあたっては、男女共同参画社会基本法の精神に則り、適正に行います。</u></p> <p>(資料2) 特殊講義・開放科目：「ジェンダーと法」シラバス（抜粋）</p> <p>【授業の目標】 本講義は、「ジェンダー」の視点から、諸々の法現象の分析を試みるものである。ジェンダーとは、生物学的な性別を意味するセックスに対するもので、「男らしさ」、「女らしさ」のように、社会的・文化的に形成された性別あるいは社会的・文化的な性のあり方を意味する。 法・法学の世界は一見中立的で公正なもののように見えるが、特定の価値観によって形成あるいは運用されている側面を有する。このような法・法学の世界に、ジェンダーの視点を導入して、これまで見えなかった問題を新たに発見し、現行法・裁判例・法実務・法学の世界、そして我々自身に潜むジェンダー・バイアスを明らかにし、その克服を目指す。</p> <p>【授業の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス：ジェンダー法学とは？ 2. ジェンダーとは何か（1）：ジェンダーとは？ 3. ジェンダーとは何か（2）ジェンダー法学の意義 4. 女性の人権：女性の人権の歴史、女性差別撤廃条約、日本国憲法14条、24条 5. 家族・セクシュアリティ（1）：法律婚主義と脱制度化、同氏原則と夫婦別姓、離婚 6. 家族・セクシュアリティ（2）：同性婚、連帯契約 7. リプロダクティブ・ライツ／ヘルス：産む・産まないの自由、人工妊娠中絶 —母体保護法、墮胎罪— 8. 女性への性暴力（1）：セクシュアル・ハラスメント、DV問題 9. 女性への性暴力（2）：ポルノグラフィ、買春規制問題 10. 雇用・労働：賃金・昇進差別、間接差別（コース別雇用管理）、労働時間・育児・介護休業 11. 軍隊と男女平等：女性兵士問題 12. 司法とジェンダー・バイアス 13. 男女共同参画（1）：男女共同参画とは？—「基本法」の内容— 14. 男女共同参画（2）：いまなぜ男女共同参画か？ 積極的差別解消措置、ワーク・ライフ・バランス
--------------	--	---